

### 3. 各港湾の施設被害および復旧概要

#### 3.1 対象港湾一覧

##### (1) 津波の概要

本報告で対象とする港湾の一覧を図-3.1.1 および表-3.1.1 に示す。これらの港湾施設は、平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震 (以下においては「東北地方太平洋沖地震」と記述する) において被害を受けた施設のうち、北海道、東北地方、関東地方の重要港湾以上を

中心として比較的被害の大きかった 17 港 (地方港湾 4 港を含む) の 600 余の施設を抽出したものである。施設数の表示は、各港における施設一覧に従った。1. で述べたように、関係資料を入手できた施設を対象として整理を行っているため、被災した全ての施設を網羅している訳ではないことに留意願いたい。

なお、石巻港、松島港については、平成 24 年 10 月 17 日公布・施行の政令において仙台塩釜港に統合されたが、ここでは地震当時の区分にて整理することとした。



図-3.1.1 本報告で対象とした港湾

表-3.1.1 本報告で対象とした被害を受けた港湾施設数

掲載 節項	都道府県	港湾名	港湾区分	対象施設数						全体							
				外郭施設	係留施設	水域施設	臨港交通施設	その他	荷役施設								
3.2	北海道	霧多布港	地方港湾	5	(5)			3	(3)	1	(1)		9	(9)			
		十勝港	重要港湾					5	(5)				5	(5)			
		苫小牧港	国際拠点港湾	1	(1)								1	(1)			
3.3	青森県	八戸港	重要港湾	9	(2)	9	(0)	7	(2)	12	(0)	1	(0)	38	(4)		
3.4	岩手県	久慈港	重要港湾	15	(2)	11	(0)	4	(0)	8	(0)	1	(0)	39	(2)		
3.5		宮古港	重要港湾	28	(11)	36	(12)					18	(0)	82	(23)		
3.6		釜石港	重要港湾	6	(1)	10	(0)			3	(0)	3	(0)	22	(1)		
3.7		大船渡港	重要港湾	11	(1)	22	(3)	1	(1)					34	(5)		
3.8	宮城県	気仙沼港	地方港湾			3	(0)			8	(0)	4	(0)	15	(0)		
3.9		女川港	地方港湾	20	(0)	22	(0)			11	(0)	7	(0)	60	(0)		
3.10		石巻港	重要港湾	5	(1)	10	(2)	4	(1)	8	(0)			27	(4)		
3.11		松島港	地方港湾	4	(0)	7	(0)							11	(0)		
3.12		仙台塩釜港	国際拠点港湾	29	(5)	36	(6)					3	(0)	4	(0)	72	(11)
3.13	福島県	相馬港	重要港湾	9	(2)	17	(0)	1	(1)	21	(0)			48	(3)		
3.14		小名浜港	重要港湾	23	(6)	41	(15)							64	(21)		
3.15	茨城県	茨城港	重要港湾	11	(3)	41	(6)	2	(0)	11	(0)			65	(9)		
3.16		鹿島港	重要港湾	9	(1)	14	(5)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	29	(6)		
											計	621	(104)				

注: ・上の表に示した数値は、被害に関する資料を収集できた施設数である。( )内は直轄施設数を示す。  
 ・「その他」は、防潮堤、離岸堤、護岸、陸閘、胸壁、防潮壁、水門等。